No	Р	第4次港区産業振興プラン(令和3年度~令和8年度)令和5年度改定版(素案)〔令和5年11月〕	Р	第4次港区産業振興プラン(令和3年度~令和8年度)令和5年度改定版(案)〔令和6年2月〕
1	36	■第4章 港区の産業振興施策 方向性1 企業:新たな価値の創造と経営基盤の強化 1 新たな価値創造へのチャレンジ (1)スタートアップ支援・創業支援の推進 3 アントレプレナー育成事業の推進 港区から世界の産業をけん引する人材の輩出を目指し、若年層を対象としたアントレプレナー(起業家)育成事業を推進します。中学生や高校生を対象に、身近な社会課題について考え、解決するためのプロダクトづくりを経験するプログラムを実施します。大学生等を対象としたプログラムでは、起業家による創業や社会課題解決の実体験について学び「起業」を身近に感じるとともに、自身のビジネス・プランづくりを経験させるなど、未来の起業家の誕生につなげます。		■第4章 港区の産業振興施策 方向性1 企業:新たな価値の創造と経営基盤の強化 1 新たな価値創造へのチャレンジ (1)スタートアップ支援・創業支援の推進 3 アントレプレナー育成事業の推進 港区から世界の産業をけん引する人材の輩出を目指し、若年層を対象としたアントレプレナー(起業家)育成事業を推進します。中学生や高校生を対象に、身近な社会課題について考え、解決するためのプロダクトづくりを経験するプログラムを実施します。大学生等を対象としたプログラムでは、起業家による創業や社会課題解決の実体験について学び「起業」に感じるとともに、自身のビジネス・プランづくりや、先輩起業家や投資機関等の共創パートナーとのネットワーキングの機会を設けるなど、港区ならではのプログラムにより、未来の起業家の誕生につなげます。 ***********************************
2	53	■第4章 港区の産業振興施策 方向性3 人材:企業経営を支える人材の確保・育成と多様な働き方の推進 (1)多様な働き方の実現に向けた職場環境づくり 52 ワーク・ライフ・バランス推進の支援 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、従業員のウェルビーイング向上を図る区内中小企業を認定するとともに、こうした取組により人材の確保や定着化などにつながった事例をホームページやSNS、情報誌等で紹介することにより、ワーク・ライフ・バランスの効果を広く周知し、区内中小企業の更なる取組を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進に関するセミナーの開催やガイドブック等の発行、ワーク・ライフ・バランスに関する課題を抱える事業者への社会保険労務士相談、中小企業診断士を派遣する「ワーク・ライフ・バランス出前経営相談」の実施により、ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業者の増加につなげていきます。		■第4章 港区の産業振興施策 方向性3 人材:企業経営を支える人材の確保・育成と多様な働き方の推進 (1)多様な働き方の実現に向けた職場環境づくり 52 誰もが働きやすい職場づくりの支援 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、従業員のウェルビーイング向上を図る区内中小企業を認定するとともに、こうした取組により人材の確保や定着化などにつながった事例をホームページやSNS、情報誌等で紹介することにより、ワーク・ライフ・バランスの効果を広く周知し、区内中小企業の更なる取組を促進します。また、ワーク・ライフ・バランスに関するフィ・ブックの発行や社会保険労務士相談、中小企業診断士による出前経営相談を実施するにい、ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメントの防止、ダイバーシティ、ジェンダー平等などへの正しい理解を促すセミナーを開催するなど、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む事業者の増加につなげていきます。 ***********************************